

市職員の給与

給与、福利厚生、研修などについては市HP「石狩市の職員の給与・定員管理の状況」で詳しくご覧になれます。

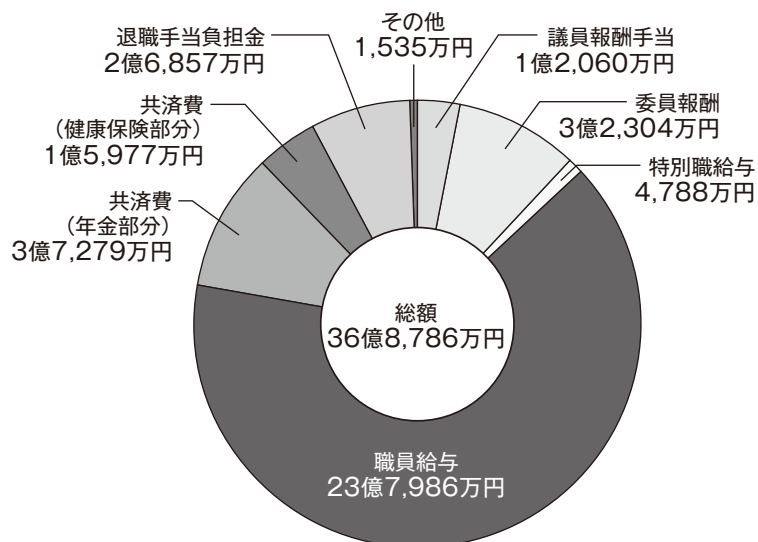
石狩市 職員の給与

検索

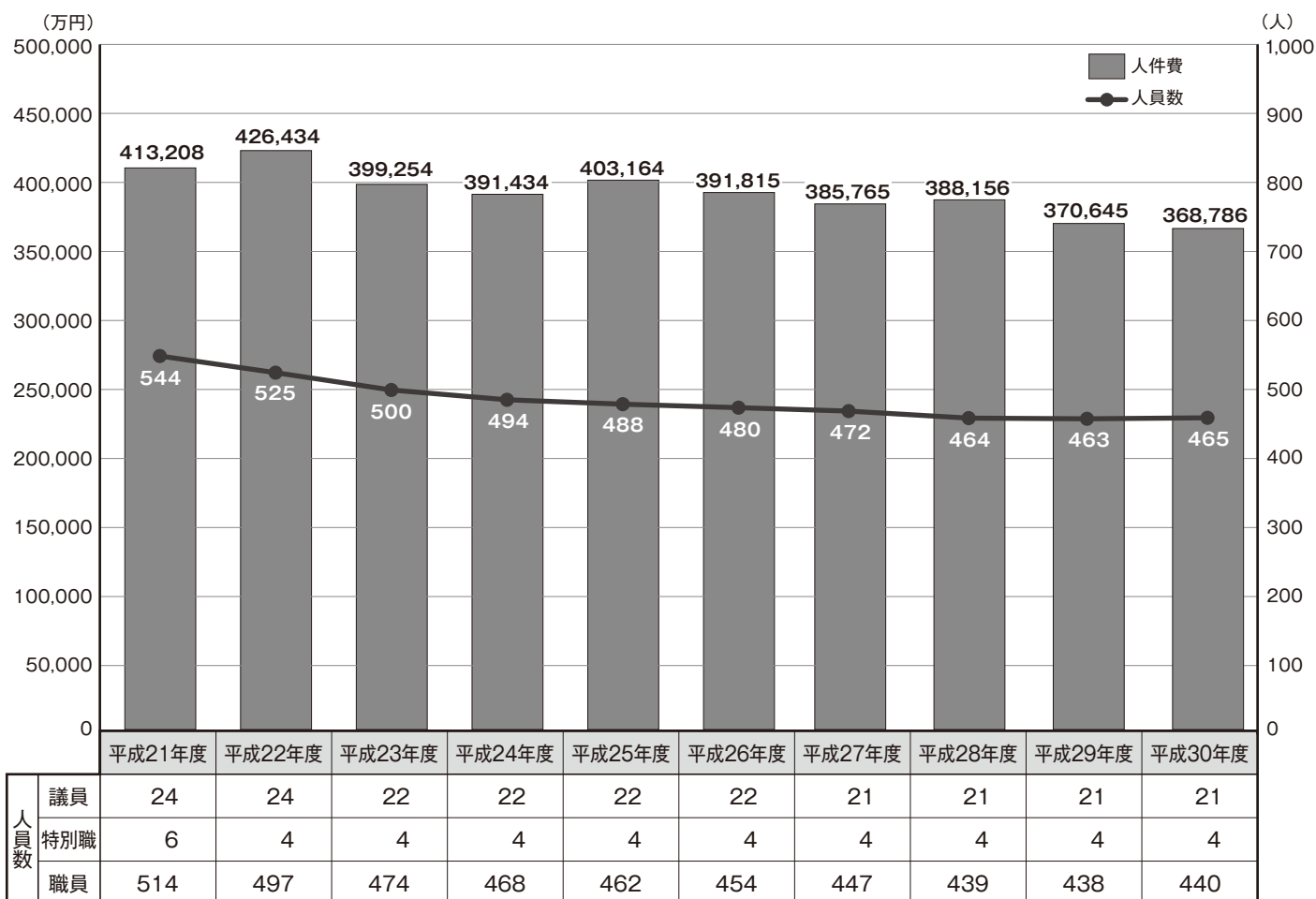
平成31年度 職員の採用状況

区分	試験区分	募集人員	受験者数	最終合格者数
一般行政職	上級(行政)	5人程度	103人	12人
	上級(土木)	2人程度	3人	1人
	初級(事務)	若干名	47人	2人
	初級(身体に障がいのある方)	若干名	3人	1人
	社会人(行政)	若干名	30人	1人
	社会人(建築)	若干名	5人	1人
	保育士	1人	3人	1人
	看護師	1人	3人	1人

平成30年度 人件費の内訳



人件費総額※1と人員数※2の推移



※1 人件費総額：市議会議員報酬、特別職(市長・副市長など)給与、一般職員給与、その他委員報酬、共済費、退職手当負担金など

※2 人員数：市議会議員、特別職、一般職員数

職員の給与は、職務の内容や責任の度合いに応じて支給される給料と、扶養手当や住居手当など一定の条件に当てはまる場合に支給される諸手当から成り立ち、国や地方公共団体、民間企業の給与などを考慮し、市議会の議決に付すことと条例で定められています。

職員へ支給される主な手当

手当名	支給対象内容	金額	摘要
期末勤勉手当	全職員	最高額 2,423,184円	年間4.45月分 (給料月額+扶養手当+役職加算 [※])×4.45月分
		最低額 680,850円	※役職加算 給料月額に3級5%、4・5級10%、6・7級15%を乗じた額
時間外勤務手当	主事～主幹	最高単価 3,485円	平日時間外勤務1時間当たりの単価
		最低単価 1,259円	
扶養手当	配偶者	6,500円	月額
	子	10,000円	月額
	子(16歳年度初めから22歳年度末まで)	5,000円	月額に加算
	父母など	6,500円	月額
住居手当	借家(家賃12,000円を超える者が対象)	最高額 27,000円	月額
	持家(平成29年度末で廃止)	0円	月額
通勤手当	自動車などの使用者には、距離に応じて支給 (2km未満は支給無し)	最高額 32,000円	月額：通勤距離60km以上の場合
		最低額 2,400円	月額：通勤距離2km以上5km未満の場合
	交通機関利用者には、定期券などの実費額を支給	最高額 27,490円	月額
		最低額 7,254円	
管理職手当	部長相当職	75,700円	月額
	部次長相当職	64,200円	
	課長相当職	56,200円	
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のある職員	23,360円	月額 ※11月～3月(5カ月間)支給
	その他の世帯主である職員	13,060円	
	その他の職員	8,800円	

【職制順】1級・2級:主事(係職)／3級:主任(係職)／4級:主査(係長職)／5級:主幹、課長相当職／6級:課長相当職、部次長相当職／7級:部長相当職

一般行政職の年間給与 ※諸手当含む

区分	経験年数	支給額
大学卒	初年度	3,262,496円
	10年	5,157,811円
	20年	6,928,969円
高校卒	初年度	2,584,634円
	10年	4,434,764円
	20年	6,151,474円
管理職	部長	8,892,931円
	課長	8,051,705円

特別職の年間報酬支給額 ※諸手当含む

区分	支給額
市長	15,625,700円
副市長	12,507,062円
教育長	10,908,630円
常勤監査委員	8,836,004円
議長	7,400,442円
副議長	6,456,422円
議員	5,664,120円

※諸手当は期末手当。市長・副市長・教育長・常勤監査委員は寒冷地手当(一般職と同額)を含む
※期末手当は報酬月額×1.45(加算割合)×3.35月分

■給与水準(ラスパイレス指数)

平成30年4月1日現在、石狩市は98.3、全国市平均は99.1
※国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの

■職員の勤務時間 ※平成31年4月1日現在

1週間: 38時間45分／1日: 8時45分～17時15分(7時間45分)
休憩: 12時15分～13時(45分)

■職員の分限処分と懲戒処分の状況

平成30年度の分限処分は4人、懲戒処分は1人

■福利厚生会の状況 ※平成31年4月1日現在

会員数473人／総事業費21,553,000円
市交付金2,920,000円(主に事務局の人員費に充てられています)
主な事業: 人間ドック助成事業、文化・スポーツ部活動助成事業、
リフレッシュ助成事業、各種祝金などの給付事業